

日本中小企業技術展示会inミャンマー出展要項

1. 出展参加申し込み

- (1) 期日までに「出展申込書兼契約書」に必要事項をご記入しお送りいただきます。

2. 出展物

- (1) 出展物(装飾資材、実演材料、配布物(宣伝物、見本品、カタログ及び実演による生産品等))については、次に該当する物は禁止又は制限させていただきます。

- (a) 当該国の輸入禁止品目
- (b) 日本の輸出入関係法規で規制する物
- (c) 特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害する物、あるいはその恐れがある物

(2) 主な出展物

- (a) 日本製品全般
- (b) 日本企業の資本参加、技術指導などで生産された製品

3. 出展の単位

- (1) 出展の単位は一定スペースを「小間」とします。
- (2) 出展は、原則として1小間を最小単位とします。

4. 出展料

- (1) 出展料は、1小間あたり180,000円となります。
- (2) 出展料には、次の経費が含まれます。
 - (a) スペース料
 - (b) 設計料並びに基本的な出展者小間工事費、施設装飾費及び基本備品費
 - (c) 出展者小間側までの電気工事費
 - (d) 一定量の電気料
 - (e) 一般的な広報宣伝費(展示会開催に伴う出席者リスト、会場案内等のパンフレット作成配布経費)
 - (f) 商談支援のための施設費
 - (g) 会場の復旧費
 - (h) 一般管理費

5. 出展料の請求とお支払い

- (1) 出展申込み契約後、出展者に出席料をご請求いたします。原則として、請求書発行日の翌月10日までに指定の口座にお振込みお願いいたします。

6. 出展料に含まれない主な経費

- (1) 出展料以外に出展者の負担となる主な経費には次のものがあります。なお、前項4. で明示していない経費は、全て出展者負担となります。
- (2) 出展物輸送経費
 - (a) 日本国内から出展者小間までの出展に関連する輸送費、貨物保険料及び通関諸経費等
 - (b) 日本への還送の場合の出展者小間から日本国内までの還送に要する再梱包経費、通関諸費、輸送費及び貨物保険料及び通関後の保管料等
 - (c) 出展者小間への出展物の据付け及び空箱保管に要する経費等
- (3) 出展物に対する保険

- (4) 出展物に課せられる輸入税、公租公課及びその他の経費

- (5) 出展物の処理(売却、寄贈、転送、廃棄等)に要する正式通関費、輸送費、貨物保険料及び廃棄経費
- (6) 出展者が製作・調達する展示装飾(以下「自己装飾」という)に関わる資材の設計デザイン料、制作費、現場組立費及び現場付帯工事費(配線、配管など)並びに撤去費(復旧費を含む)
- (7) 出展者が独自に注文する什器・備品等のレンタル料
- (8) 出展者小間側までの水道工事費
- (9) 出展物の実演に要する経費(工事費、電気・水等の使用料、材料・機材費など)
- (10) 出展者小間内における清掃並びに警備に係わる経費
- (11) 通訳、商品説明員などの傭人費
- (12) 出展者の渡航費及び、滞在費
- (13) 出展者が希望する場合の催事(セミナーなど)の開催費(会場費、設備費、通訳費など)
- (14) 出展者に係る海外旅行保険料及び第三者賠償責任保険料(会場保険を含む)

7. 出展の取り決め

- (1) ビジネスサポート株式会社は、ご提出いただいた「出展申込書兼契約書」を2通作成し、各社署名、捺印の上1通ずつ所有することとします。
- (2) 出展申込が計画規模を超える場合は、所定の期日前でも受付を締め切ることがあります。
- (3) 計画規模を超えた場合、あるいは出展内容が適当でない認められた場合は、申込の小間の一部、もしくは全部を受理できないことがあります。
- (4) 原則、出展申込み受理後の出展解約はできません。万が一出展申込みの解約を行う場合、お支払いいただいた出展料のご返金はいたしません。

8. 出展物の輸送

- (1) 出展物の出展者小間までの搬入並びに据付け業務は、出展者の責任で行うものとします。
- (2) 出展物の輸送をご希望の場合は、輸出入のオプションをお申し込みください。

9. 出展物の実演等

- (1) 出展物は、出展者小間内において実演することができます。ただし、会場条件及び現地安全諸法規等により規制されるもの、危険なもの、騒音の激しいもの、有害なものなどは、実演を禁止又は制限することがあります。
- (2) 会場内で通常使用可能な電気は、必要量(0ワットまで)に応じビジネスサポート株式会社が出展者小間側まで配線します。
- (3) 映像物(ビデオ上映等)については、事前に相談するものとします。

10. 即売の禁止

- 会期中、会場内で出展物、その他の物品を即売することは禁止します。

11. 展示会終了後の出展物の処理

- (1) 出展物の処理方法(売却、寄贈、転送、廃棄など)は事前にお申し出ください。

(2) 出展物の処理は、全て出展者の責任によって行うものとします。

12. 展示会の開催中止等

(1) 次号などの場合、展示会の開催を取りやめることが出来るものとします。

(a) 戦争、政情不安、天災、伝染病、その他ビジネスサポートの責任に帰することの出来ない事由により展示会が開催中止等となった場合

(b) 開催期日、方法等の条件に変更があった場合

(c) 出展物輸送上のトラブルにより展示会開催が不可能になった場合

(d) 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、展示会の開催が不相当もしくは不可能となった場合

(e) 出店予定者数(5社)に達せず開催を取りやめになった場合

(2) 前号の場合、ビジネスサポート株式会社は事情に応じて出展料の必要経費を精算後、すみやかに出展者に返金するものとします。

13. 出展申込及び契約の解除

(1) ビジネスサポート株式会社は、出展者が申込みの虚偽を行った場合、それらを解除することができます。この場合、出展者が支払った出展料は返金致しません。また、出展者は出展資格の喪失に関して発生した如何なる損害の賠償についてビジネスサポート株式会社に請求できないものとします。

(2) ビジネスサポート株式会社は、出展者が本要項に違反した場合、催告なしに、出展を解除することができるものとします。これによって生じる損害についてビジネスサポート株式会社は、賠償請求できるものとします。

14. 要綱外事項

(1) 本要綱に定めのない事項が発生した場合、ビジネスサポート株式会社はその対策を決定することができるものとします。

(2) 前号の場合、ビジネスサポート株式会社はすみやかに出展者に通知するものとし、出展者はビジネスサポート株式会社の決定した対策に従うものとします。

15. 反社会的勢力の排除

(1) 出展者は、ビジネスサポート株式会社に対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力(本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。)ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

(a) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。

(b) 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者(受託者の代理人、媒介者を含む。)とすること。

(c) 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。

(d) 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。

(e) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後も行う予定があること。

(f) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。

イ 暴力的な要求行為。

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてビジネスサポート株式会社の信用を毀損し、または業務を妨害する行為。

ホ 前各号に準ずる行為。

(g) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

(2) 出展者が、前項15.(1)の表明及び保証に違反することが判明した場合は事前の通知等なしに、出展の取り決めを解除できることとします。なお、この場合、出展者からの出展料等の償還請求には応じられません。

(3) 前項15.(2)の定めに基づき、出展の取り決めを解除した場合、出展者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についても請求できないこととします。

(4) 上記15.(2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、出展者が、上記15.(1)の表明及び保証に違反したことによって損害が生じた場合、その被った損害について出展者に対し賠償請求が可能なこととします。

16. 免責

(1) ビジネスサポート株式会社は設営準備・会期・撤去の期間中の事故についての責任を一切負いません。ただし、ビジネスサポート株式会社の故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。

(2) 本要項12項「展示会の開催中止等」及び14項「要綱外事項」の場合、これによって生ずる出展者の損害及び不利益等について、ビジネスサポート株式会社は一切その責任を負いません。

17. 係争

この要項に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、東京地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

お問合せ

ビジネスサポート株式会社

〒101-0047

東京都千代田区内神田3-5-1 大蓄ビル5階

TEL:03-6206-8812 FAX:03-6206-4108

※2016年1月 ビジネスサポート株式会社作成